

## 8 いじめ防止基本方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他生徒の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての生徒にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、生徒自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、生徒会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

### (2) いじめの防止等の対策

#### ① いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こり得るという意識をもち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、生徒一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

#### ア 生徒理解と環境づくり

- ・ いじめに関する校内研修を行います。
- ・ 基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図ります。
- ・ 規範意識を醸成し、「正義が通る学校」を目指します。
- ・ 好ましい人間関係を築くため、思いやりの心を育みます。
- ・ 学校生活のあらゆる機会を捉え、生徒理解に努めます。

#### イ 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

##### ○「いのちの教育」の推進

- ・ 道徳の授業で、いじめに関する単元を取り扱います。
- ・ 毎年実施している人権スピーチをより充実させます。
- ・ ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを取り入れ、人と関わったり、コミュニケーションを図ったりする能力を育てます。
- ・ 「命の教室」を充実させ、生命を大切にする心を育みます。

##### ○生徒が主体となる取組の充実

- ・ 生徒会が人権を尊重する活動を企画し、標語やポスターを掲示します。また、集会や校内放送で呼びかけます。
- ・ ボランティア活動を行い、自己有用感や自己肯定感を育みます。

#### ウ 家庭や地域等との連携

- ・ 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
- ・ P T Aや学校評議員会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進めます。
- ・ 保護者に、「家庭版いじめサイン発見シート」を配布します。

- ・ ネットいじめを防止するため、SNS の適切な利用方法を含むメディアリテラシー教育を計画的に進めます。
- ・ 保護者向けに、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行います。
- ・ 小学校と連携したあいさつ運動を実施します。

## ② いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識もち、軽視することなく、積極的に関わります。

また、早い段階からチームを組んで的確に対応します。

### ア 日常的な観察

- ・ 休み時間や昼休み等に、随時校舎内を巡回します。
- ・ チャイムとともに授業を開始するため、教科担任は早めに教室等へ行きます。
- ・ 毎日の生活ノートや学級日誌、生徒との雑談や普段の授業等から情報を集め、教職員間で情報の共有に努めます。また、迅速な報告・連絡・相談に努めます。

### イ アンケート調査

- ・ いじめ実態調査を実施し、個人面接に役立てます。
- ・ 人権教育を進めるため、「生活振り返りカード」を各学級で活用します。

### ウ 教育相談

- ・ 生徒全員へ定期的な個人面談を実施します。（年2回）

## ③ いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた生徒の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行います。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

### ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ防止対策委員会で情報を共有します。
- ・ いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・ 事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。
- ・ 犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

### イ いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、いじめられた生徒の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、環境を整えます。

ウ いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめられた生徒やその保護者への謝罪、いじめた生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該生徒の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

オ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

④ いじめの再発防止

同じ生徒が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

ア 生徒の見守り

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・ 生徒の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

イ 再発防止の取組

- ・ 互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・ 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。
- ・ メディアリテラシー教育を展開し、SNS 等インターネット上の情報の発信に対する責任感と受信に対する正しい情報の取捨選択ができる力を養います。

(3) いじめ対策委員会

① 構成員

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員

※ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者（民生委員・児童委員等）を追加します。

② 役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し。
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）。
- ・ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口。
- ・ いじめ事案の調査と対応。

(4) 年間計画

月	取組	月	取組
4	・校内研修（共通理解） ・いじめ対策委員会	10	・いじめに関する道徳 ・いじめ対策委員会 ・保護者に「家庭版いじめサイン発見シート」を配布
5	・アサーショントレーニング、ソーシャルスキルトレーニング	11	・いじめ調査の実施 ・教育相談（全員面談） ・生徒会によるいじめ防止活動（集会、校内放送での呼びかけ）
6	・いじめ調査の実施 ・教育相談（全員面談） ・生徒会による人権尊重への取組（標語、ポスターで啓発）	12	・人権スピーチ ・人権週間に合わせての啓発活動 ・いじめ対策委員会
7	・問題行動等調査の分析 ・保護者アンケートの実施（学校評価） ・いじめ対策委員会	1	・いじめに関する道徳
8	・学校評価（中間評価）の結果集計、考察	2	・教育相談 ・いじめ調査の実施 ・保護者アンケートの実施（学校評価）
9	・校内研修（事例研究）	3	・学校評価の結果集計、考察 ・いじめ調査の実施 ・いじめ対策委員会

(5) 評価と改善

- ・ 学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・ 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・ 基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。